

(医療観察法データベースの研究利用における指定入院医療機関への情報の提供
に関する倫理指針に則る情報公開)

『医療観察法データベースの研究利用における指定入院医療機関への情報の提供』

本研究への協力を望まれない場合は、問い合わせ窓口へご連絡ください。研究に協力されない場合でも不利益な扱いを受けることは一切ございません。

本研究の研究計画書及び研究の方法に関する資料の入手又は閲覧をご希望の場合や個人情報の開示や個人情報の利用目的についての通知をご希望の場合も問い合わせ窓口にご照会ください。なお、他の研究参加者の個人情報や研究者の知的財産の保護などの理由により、ご対応・ご回答ができない場合がありますので、予めご了承ください。

【対象となる方】

2005年7月15日より2029年3月31日までの間に、全国35の指定入院医療機関で医療観察法病棟に入院された(される)対象者の方々

【研究期間】

2019年6月10日より2029年3月31日まで

【研究責任者】 国立精神・神経医療研究センター病院 司法精神診療部 部長 平林 直次

【試料・情報の利用目的及び利用方法】

本研究事業では、厚生労働省の「重度精神疾患標準的治療法確立事業」(以下、「データベース事業」)において集積される医療観察法に基づく入院処遇対象者のデータを、研究に利活用します。データベース事業は、医療観察法の入院医療の情報を専ら統計の作成に使用するため収集分析し、指定入院医療機関にフィードバックすることにより、同法医療の水準の向上に寄与し、もって対象者の社会復帰の促進を図ることを目的としています。本研究事業は、データベース化された情報を、研究に二次利用することにより、データベース事業内で行う指定入院医療機関への情報発信とあわせて、医療観察法医療の水準向上を目指します。

【利用又は提供する試料・情報等】

利用又は提供を開始した日 2020年12月

提供する情報 (どの研究対象者の情報であるか直ちに判別できないように加工されています。)

年齢、性別、診断名、対象行為、当該医療観察法処遇の情報(再処遇回数など)、当該入院処遇の情報(再入院回数、入院決定日など)、省令1項・2項入院、治療ステージ、入院処遇の転帰(現在の処遇、退院先など)、当該施設入院の情報(転入院日、転退院日、過去転院回数など)、倫理会議の検討件数、処方・注射、共通評価項目、GAF、ICF、隔離・拘束、犯罪歴(少年触法行為、成人刑法犯の有無など)、薬物問題、アルコール問題、身体合併症、入院処遇中の問題行動(院内対人暴力、院内性暴力、院内自殺企図、無断退去)

情報の提供・利用方法

データベース化された情報の二次利用を希望する研究者は、上記情報のうち解析に必要な項目を明記し

た研究計画書を添えて、研究利活用委員会に審査を申請します。承認された場合は、国立精神・神経医療研究センター病院の担当者がデータベースから必要な情報を抽出し、再匿名化したうえで申請した研究者に提供します。研究者は提供された情報を解析します。

情報を利用する者の範囲

研究利活用委員会に情報の二次利用を申請できるのは、全国35の指定入院医療機関の職員に限定されますが、これらの医療機関に所属しない研究者も、申請者との共同研究として申請者の監督の下で情報を利用した研究を行うことができます。

【データベースの情報の提供先となる機関の名称および責任者の氏名】

研究機関名	責任者名・役職
国立精神・神経医療研究センター病院	申請の都度決定
国立病院機構 花巻病院	申請の都度決定
国立病院機構 東尾張病院	申請の都度決定
国立病院機構 肥前精神医療センター	申請の都度決定
国立病院機構 北陸病院	申請の都度決定
国立病院機構 久里浜医療センター	申請の都度決定
国立病院機構 さいがた医療センター	申請の都度決定
国立病院機構 小諸高原病院	申請の都度決定
国立病院機構 下総精神医療センター	申請の都度決定
国立病院機構 琉球病院	申請の都度決定
大阪精神医療センター	申請の都度決定
国立病院機構 菊池病院	申請の都度決定
岡山県精神科医療センター	申請の都度決定
国立病院機構 榊原病院	申請の都度決定

長崎県精神医療センター	申請の都度決定
群馬県立精神医療センター	申請の都度決定
静岡県立こころの医療センター	申請の都度決定
東京都立松沢病院	申請の都度決定
神奈川県立精神医療センター	申請の都度決定
国立病院機構 やまと精神医療センター	申請の都度決定
国立病院機構 鳥取医療センター	申請の都度決定
鹿児島県立始良病院	申請の都度決定
長野県立こころの医療センター駒ヶ根	申請の都度決定
山梨県立北病院	申請の都度決定
茨城県立こころの医療センター	申請の都度決定
埼玉県立精神医療センター	申請の都度決定
山口県立こころの医療センター	申請の都度決定
栃木県立岡本台病院	申請の都度決定
滋賀県立精神医療センター	申請の都度決定
山形県立こころの医療センター	申請の都度決定
愛知県精神医療センター	申請の都度決定
島根県立こころの医療センター	申請の都度決定
北海道大学病院附属司法精神医療センター	申請の都度決定

国立病院機構 賀茂精神医療センター	申請の都度決定
福島県立ふくしま医療センターこころの杜	申請の都度決定

○問い合わせ窓口

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院

所属 司法精神診療部 氏名 平林 直次

電話番号 042-341-2712(内線)6770

e-mail: hirabaya※ncnp.go.jp(「※」を「@」に変更ください。)

○苦情窓口

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会事務局

e-mail: ml_rinrijimu※ncnp.go.jp(「※」を「@」に変更ください。)

○ホームページでの情報公開

本研究事業と二次利用状況については下記ホームページにて公開されております。

『医療観察法データベースを二次利用した研究の実施』

<https://www.ncnp.go.jp/hospital/patient/mtsa.html>